

令和7年度 亀岡中部農地整備事業
千代川工区ストックヤード整備他工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要												
第1章 総則	<p>令和7年度亀岡中部農地整備事業千代川工区ストックヤード整備他工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和7年5月）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。</p> <p>共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>													
第2章 工事内容 1. 目的 2. 工事場所 3. 工事概要 4. 工事数量 5. 工期	<p>本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、千代川工区のは場整備に必要となる盛土材の受入を行うものである。</p> <p>京都府亀岡市千代川町北ノ庄、拝田及び千原地内</p> <p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="475 860 863 1003"> <tr> <td>残土受入工</td> <td>V=</td> <td>6,000 m³</td> </tr> <tr> <td>表土掘削工</td> <td>A=</td> <td>6.50 ha</td> </tr> <tr> <td>付帯工</td> <td></td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>仮設工</td> <td></td> <td>1 式</td> </tr> </table> <p>別紙「工事数量表」のとおりである。</p> <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている210日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和8年9月30日（工事完了期限日）まで</p> <p>工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。</p> <p>なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。</p> <p>また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	残土受入工	V=	6,000 m ³	表土掘削工	A=	6.50 ha	付帯工		1 式	仮設工		1 式	
残土受入工	V=	6,000 m ³												
表土掘削工	A=	6.50 ha												
付帯工		1 式												
仮設工		1 式												
第3章 施工条件 1. 工程制限	<p>1) 本工事に伴う支障物（電柱等）は想定していないが、施工時に支障物が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。</p>													

項目	内容	摘要						
2. 作業可能日数	<p>2) 本工事の建設発生土受入は、第4章2. に示す関連工事の公共残土を受け入れるものであるため、工事着手後、速やかに受け入れ態勢を整えるものとする。</p> <p>3) その3工区、その4工区は、本工事施工後、埋蔵文化財調査を行う計画である。なお、調査部局との協議により、施工箇所の優先順位を指示する場合がある。</p>							
3. 埋蔵文化財	<p>本工事の作業可能日数は16日（月平均）と想定している。</p> <p>1) 本工区は、表土直下等の浅い位置に埋蔵文化財が包蔵されている。このため、施工にあたり、極力現況基盤面上での重機作業及び走行することが無いよう留意するものとする。</p> <p>2) 不整地運搬車での運搬は、4ton級以下に制限するものとする。ただし、保護盛土上を走行する場合はこの限りでない。</p> <p>3) 工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、共通仕様書1-1-40文化財の保護の措置に従い、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。</p> <p>4) 施工時に埋蔵文化財調査部局の立会確認が必要になった際は、これに協力すること。</p>							
4. 建設発生土受入	<p>1) 本工事では、第4章2. に示す関連工事により、次の土量の公共残土搬入を予定している。</p> <p>なお、関連工事との調整により、全体搬入量の増減が生じた場合は、契約変更の対象とする。</p>							
5. 盛土材の搬出	<table border="1" data-bbox="456 1124 1350 1245"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1124 817 1164">搬入期間</th> <th data-bbox="817 1124 999 1164">搬入量</th> <th data-bbox="999 1124 1350 1164">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1164 817 1245">令和8年4月～令和8年9月</td> <td data-bbox="817 1164 999 1245">6,000m³</td> <td data-bbox="999 1164 1350 1245">30～200台/日（約150～1,000m³/日）を想定</td> </tr> </tbody> </table>	搬入期間	搬入量	摘 要	令和8年4月～令和8年9月	6,000m ³	30～200台/日（約150～1,000m ³ /日）を想定	
	搬入期間	搬入量	摘 要					
令和8年4月～令和8年9月	6,000m ³	30～200台/日（約150～1,000m ³ /日）を想定						
<p>2) 搬入土の受け渡し場所は、本工事現場とし、それぞれの搬入時期、搬入量については、本工事受発注者及び搬入元工事受発注者と協議の上決定するものとする。なお、日当たりの受入量、雨天等の中止等の詳細については、受注者間で調整するものとする。</p> <p>3) 搬入土は、土質毎に置き場を変えるものとし、それぞれの箇所で整形するものとする。なお、置き場の詳細については監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>4) 搬入土にゴミ、木片、コンクリート殻等の不純物や巨礫が混入している場合は、直ちに受け入れを中断し、監督職員に報告するものとする。</p> <p>5) 雨天時は原則受け入れを行わないものとする。</p> <p>6) 水切り等で、現況基盤面から切り下げる必要が生じた場合は、埋蔵文化財が破損する可能性があることから、監督職員に確認の上、施工するものとする。なお、盛土材の移動が必要となった場合は、現況基盤面から切り下げないよう留意するものとする。</p> <p>7) 本工事の着手までの受け入れは、「第4章2. 関連工事」で実施しているため、現場条件等の引継ぎを行うものとする。また、本工事施工完了時においては、次の施工業者への引継ぎを行うものとする。</p> <p>ストックヤード内の仮置土は、「第4章2. 関連工事」等の区画整理工事において、盛土材としての活用を計画している。搬出にあたっては各工事での実施を</p>								

項目	内容	摘要																		
(4) 保安対策	<p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、専門的な知識・技能を有する者とする。</p> <p>2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い誘導員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="427 389 1369 815"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 389 721 465">配置場所</th> <th data-bbox="721 389 836 465">交通誘導員</th> <th data-bbox="836 389 916 465">編成</th> <th data-bbox="916 389 1031 465">昼夜別</th> <th data-bbox="1031 389 1161 465">交代要員</th> <th data-bbox="1161 389 1369 465">配置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 465 721 622">府道宮前千歳線の進入部（北側）</td> <td data-bbox="721 465 836 622">1名/日</td> <td data-bbox="836 465 916 622">1名</td> <td data-bbox="916 465 1031 622">昼間</td> <td data-bbox="1031 465 1161 622">なし</td> <td data-bbox="1161 465 1369 622">重機搬入搬出、その5工区残土整地及び工事用道路土砂運搬時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 622 721 815">府道宮前千歳線の進入部（南側）</td> <td data-bbox="721 622 836 815">1名/日</td> <td data-bbox="836 622 916 815">1名</td> <td data-bbox="916 622 1031 815">昼間</td> <td data-bbox="1031 622 1161 815">なし</td> <td data-bbox="1161 622 1369 815">工事用道路土砂運搬、重機搬入搬出及びその10、11工区残土整地時</td> </tr> </tbody> </table>	配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間	府道宮前千歳線の進入部（北側）	1名/日	1名	昼間	なし	重機搬入搬出、その5工区残土整地及び工事用道路土砂運搬時	府道宮前千歳線の進入部（南側）	1名/日	1名	昼間	なし	工事用道路土砂運搬、重機搬入搬出及びその10、11工区残土整地時	
配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間															
府道宮前千歳線の進入部（北側）	1名/日	1名	昼間	なし	重機搬入搬出、その5工区残土整地及び工事用道路土砂運搬時															
府道宮前千歳線の進入部（南側）	1名/日	1名	昼間	なし	工事用道路土砂運搬、重機搬入搬出及びその10、11工区残土整地時															
(5) 現場内への立ち入り制限等	<p>安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。</p>																			
(6) 交通対策	<p>1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。</p> <p>2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。</p> <p>3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。</p> <p>このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。</p>																			
(7) 防塵対策	<p>本工事での、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は、対応について協議の上、設計変更の対象とする。</p>																			
(8) 早朝及び夜間作業の禁止	<p>労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。</p>																			
(9) 工区外への農業用水の確保	<p>本工区内の水路は、工区外からの排水及び工区外への農業用水として利用しているため、通水を阻害することがないように留意するものとする。</p> <p>なお、別途農業用水確保の必要が生じた場合は、対応について協議を行うものとする。</p>																			
<p>第5章 仮設</p> <p>1. 敷鉄板工</p>	<p>以下に示す場所は、敷鉄板により養生するものとする。</p> <p>なお、敷鉄板の数量、期間は以下を想定しているが、受注者の責によらない、期間の延期、数量の変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象</p>																			

項目	内容	摘要																										
<p>とする。</p> <p>2. 水替工</p> <p>第6章 工事用地等</p> <p>1. 発注者が確保している用地</p> <p>2. 工事用地等の使用及び返還</p> <p>3. 受注者の裁量による工事用地等</p> <p>第7章 工事中電力</p> <p>第8章 工事中材料</p> <p>1. 規格及び品質</p> <p>2. 見本又は資料提出</p> <p>3. 監督職員の検査又は試験</p>	<table border="1" data-bbox="483 235 1310 551"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>数量</th> <th>供用日数</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ストックヤード入口 (府道宮前千歳線)</td> <td>54m²</td> <td>165日</td> <td>使用回数：1回</td> </tr> <tr> <td>その5工区工事 進入部</td> <td>27m²</td> <td>11日</td> <td>使用回数：1回</td> </tr> <tr> <td>その10・11工区工事 用道路入口 (府道宮前千歳線)</td> <td>72m²</td> <td>32日</td> <td>使用回数：1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水または湧水の処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。</p> <p>工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。</p> <p>発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。</p> <p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。</p> <p>1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン RC-40</p> <p>1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p> <table border="1" data-bbox="466 1713 1326 1794"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>提出物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石材及び骨材</td> <td>試験成績書・粒度分布表</td> </tr> </tbody> </table> <p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。</p> <p>なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="459 1986 1334 2063"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>検査・試験項目</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石材及び骨材（敷砂利用）</td> <td>不純物混入程度</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> </tbody> </table>	場所	数量	供用日数	摘要	ストックヤード入口 (府道宮前千歳線)	54m ²	165日	使用回数：1回	その5工区工事 進入部	27m ²	11日	使用回数：1回	その10・11工区工事 用道路入口 (府道宮前千歳線)	72m ²	32日	使用回数：1回	材料名	提出物	石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表	材料名	検査・試験項目	時期	石材及び骨材（敷砂利用）	不純物混入程度	搬入時抽出検査	
	場所	数量	供用日数	摘要																								
	ストックヤード入口 (府道宮前千歳線)	54m ²	165日	使用回数：1回																								
	その5工区工事 進入部	27m ²	11日	使用回数：1回																								
	その10・11工区工事 用道路入口 (府道宮前千歳線)	72m ²	32日	使用回数：1回																								
	材料名	提出物																										
	石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表																										
	材料名	検査・試験項目	時期																									
	石材及び骨材（敷砂利用）	不純物混入程度	搬入時抽出検査																									

項目	内容	摘要
<p>第9章 施工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>(2) 基準点</p> <p>(3) 地区境界</p> <p>(4) 標準図面集</p> <p>(5) 検測又は確認（施工段階確認）</p>	<p>1) 工事施工に先立ち、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等を確認し、工事期間中に障害等が起きないように施工計画を立てなければならない。</p> <p>また、共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画には、降雨並びに運土に伴う防災対策等について記載しなければならない。</p> <p>2) 対象工区外から流入する排水は既設水路を活用して工区外へ排出するものとする。</p> <p>また、施工中に工区内で発生する地表水または地下水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。</p> <p>3) 測量、施工時及び施工後に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。また、工事完成時に、水路及び道路法面の草類及び営農に支障となる草類についても刈り取りを行うものとする。</p> <p>なお、刈り取りは設計変更の対象としない。</p> <p>4) 受注者は、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。</p> <p>本工事の基準点及び水準点については別途監督職員が通知する。</p> <p>なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。</p> <p>1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。</p> <p>2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。</p> <p>3) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な箇所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) 表土掘削において、埋蔵文化財の調査範囲を示す木杭を現地に設け、この範囲内に表土を集積しないものとする。ただし、表土掘削及び集積に支障が生じる箇所については、表土集積後に杭を設置するものとする。また、作業完了後に監督職員及び調査部局が確認する場合があるため、設置した木杭は作業完了後も存置するものとする。</p> <p>なお、調査範囲にかかる資料は、別途貸与する。</p> <p>工事施工は、別添図面の他、「亀岡中部農地整備事業標準図面集」（以下、「標準図面集」という。）により行うものとする。</p> <p>なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>3) 遠隔確認の実施については、「近畿農政局土木工事共通事項書14. 工事現場等における遠隔監視について」により決定する。</p>	

項目	内容				摘要
	工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考
	表土はぎ	現況表土厚	着手前 各計画ほ場1箇所以上及び表土厚の薄い現況ほ場		
(6) 中間技術検査	<p>本工事が、低入札価格調査制度における調査対象工事となった場合は、以下の内容により、中間技術検査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。 				
(7) 既設構造物に対する措置	<p>本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。</p>				
(8) 設計図書等の充足	<p>本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。</p>				
(9) その他	<ol style="list-style-type: none"> 1) 工事施工に先立ち、極力工区外から施工範囲内への排水流入を防ぐものとする。また、各耕区の取水口からの流入を防ぐため、必要に応じて土のう、堰板等を設置するものとする。 なお、工事中に滞水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。 2) ブルドーザーの運転手は熟練者を乗務させ、走行回数をできるだけ少なくし、過転圧やこね回しとならないよう施工しなければならない。 				
2. 再生資源等の利用					
(1) 建設副産物	<ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受 				

項目	内容	摘要																																			
<p>(2) 再生資材の利用等</p> <p>3. 特定建設資材の分別解体等</p> <p>4. 土工</p> <p>(1) 掘削</p> <p>(2) 石積み</p> <p>(3) 整地工</p> <p>5. CBR試験</p>	<p>領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="440 427 1345 495"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>RC-40</td> <td>路盤材、舗装材</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。</p> <p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="450 777 1307 1200"> <thead> <tr> <th>工程ごとの作業内容及び解体方法</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工程ごとの作業内容及び解体方法</td> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工 ■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他</td> <td>その他の工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 2) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 従前のは場を形成している石積みは、表土に混入することが無いよう注意して作業するものとする。</p> <p>1) 盛土材受け入れに当たっては、「第3章施工条件4. 建設発生土受入」に示す内容に留意するものとする。 2) 受け入れた盛土材は、整形を行い、受入土量を計測するものとし、定期的に監督職員に報告するものとする。 なお、報告の時期は、別途監督職員から指示するものとする。</p> <p>1) 現場CBR試験箇所は以下の路線において実施する。試験の位置及び時期については、監督職員の指示によらなければならない。 なお、設計CBRは以下のとおりであり、設計変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="450 1937 1353 2051"> <thead> <tr> <th>路線名称</th> <th>設計CBR</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その10・11工区 工事用道路</td> <td>6以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資材名	規格	備考	再生クラッシュラン	RC-40	路盤材、舗装材	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	路線名称	設計CBR	備考	その10・11工区 工事用道路	6以上		
資材名	規格	備考																																			
再生クラッシュラン	RC-40	路盤材、舗装材																																			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法																																		
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																		
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																		
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																		
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																		
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																		
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																		
路線名称	設計CBR	備考																																			
その10・11工区 工事用道路	6以上																																				

項目	内容	摘要
第10章 施工管理 1. 主任技術者等の資格 2. 施工管理 (1) 工程管理	<p>各路線の測定箇所数は、施工管理基準による。</p> <p>2) 路床の軟弱な箇所等が発見された場合は、監督職員に報告しなければならない。なお、この場合必要なCBR試験や路床改良等の追加を行うことがある。</p> <p>主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。</p> <p>受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。</p>	
第11章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項 	
第12章 その他 1. 電子納品 2. CORINSへの登録 3. 週休2日による施工	<p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） <p>技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p> <p>1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p>	

項目	内容	摘要												
4. 熱中症対策に	<p>①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1" data-bbox="459 1397 1329 1563"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1397 788 1460">項目</th> <th data-bbox="788 1397 1058 1460">週単位の週休2日</th> <th data-bbox="1058 1397 1329 1460">月単位の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1460 788 1496">労務費</td> <td data-bbox="788 1460 1058 1496">1.02</td> <td data-bbox="1058 1460 1329 1496">1.02</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1496 788 1532">共通仮設費（率分）</td> <td data-bbox="788 1496 1058 1532">1.05</td> <td data-bbox="1058 1496 1329 1532">1.04</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1532 788 1563">現場管理費（率分）</td> <td data-bbox="788 1532 1058 1563">1.06</td> <td data-bbox="1058 1532 1329 1563">1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</p> <p>1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により</p>	項目	週単位の週休2日	月単位の週休2日	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	
項目	週単位の週休2日	月単位の週休2日												
労務費	1.02	1.02												
共通仮設費（率分）	1.05	1.04												
現場管理費（率分）	1.06	1.05												

項目	内容	摘要
係る費用の計上	<p>対応する試行工事である。</p> <p>ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る）</p> <p>イ ドライミスト</p> <p>ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置</p> <p>2) 1) の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。</p> <p>3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。</p>	
5. 1日未満で完了する作業の積算	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算にのみ適用する。</p> <p>なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf</p> <p>2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>	
第13章 公共事業関係調査に対する協力	<p>本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。</p>	
第14章 天災その他不可抗力	<p>天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。</p>	
第15章 定めなき事項	<p>この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	